

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成30年1月19日（平成30年（独個）諮問第4号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（独個）答申第89号）

事件名：本人が行ったハラスメント申立てに係る特定日付け「ハラスメント申立てとして受理しない旨の決定について（通知）」に関する文書等の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書10に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年10月9日付け総法文1303号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 異議申立ての趣旨

平成27年10月9日付け総法文1303号に関わる通知内容を全て取り消し、再度文書の特定と開示をやりなおすべし。

イ 異議申立ての理由

原開示請求（平成27年8月7日付；下に引用）に基づき8件の文書と規程類が特定され全部ないし部分開示とされた。この詳細は総法文1303号通知の別紙に記載されている。

原開示請求（平成27年8月7日付）記載の主要部分：

請求2 添付資料に「ハラスメント全学防止対策委員会で審査したところ」とあるが、この審査の内容と開催状況がわかる一切の文書（会議通知、議事録、議事資料等）の開示を求める。

もし複数回審査があった場合は、各回に区分して特定することを求める。

請求3 添付資料に「“ハラスメントの防止等に関する規定”および“ハラスメント問題解決のためのガイドライン”に照らして、実質的な問題解決を図ることができる申立てとは認められない」とあるが、内容からみて、規定とガイドラインに照らし十分問題解決を図ることができることは明白である。そこでまず「実質的な問題解決」の内容とは何かが分かる一切の文書の開示を求める。次いで「実質的な問題解決ができない」ないし「実質的な問題解決を図ることができる申立てとは認められない」との理由が分かる一切の文書の開示を求める。

しかるに、8件の文書はどれも「実質的な問題解決が出来る」ことを示す文書であり、特に開示された3つの文書（添付資料1, 2, 3；これらは1303号通知の別紙で文書1ないし文書3に対応）を見れば、明らかにハラスメント申立書（添付資料1）を受理し、調停手続き等により“迅速かつ有効な問題解決”が出来ることを示している。

よって、本件の文書特定は全体として開示趣旨と正反対の文書を特定しており文書特定内容が異なる。錯誤の背景として、そもそも添付資料1の「ハラスメント申立書」を受理しないという決定自体が不自然・不正、恣意的であり、次々に矛盾をよび虚偽と冤罪を生じている。

ちなみに東北大学ハラスメント全学防止対策委員会は添付資料4のような名義人不明の申立書を正規の申立書として受理している。一方で不自然に棄却し、他方では杜撰に受理するという事実は、公正性や客観性を無視し恣意的裁量と保身を行っていることの明確な証明である。

これらは東北大学として由々しき事態であり、その疑念を解消するためにも再度文書の特定と開示決定をやり直すことを申し立てる。

（本答申では添付資料は省略）

（2）意見書1

審査に当たっては、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明を参照し慎重に行うことを希望する。特に本諮問事件の本質部分の1つである「異議申立ての理由」について、諮問庁側の説明や反論はきわめて不十分ないし矛盾した内容になっている。

さて、本件では請求1ないし請求3を異議申し立ての対象として問題点・矛盾点を指摘した。

特に東北大学のハラスメント事案処理においては、学内規約が守られておらず、「ハラスメント全学防止対策委員会」の委員が独立組織であるべき「ハラスメント全学調停委員会」や「ハラスメント全学調査委員会」の委員全てを兼任しており、調査や調停が公正かつ客観的に行われるのを担保していない。この事実は情報開示請求の結果初めて明らかになった。実際の運用を検討するに、全学防止対策委員会委員長の意向が調査の調停の流れを大きく決めている。一個人の恣意的運用がまかり通っているのが実情であり、東北大学の忌むべき体質の象徴である。これらを念頭に慎重なる審査を期待する。

諮問庁は「諮問の理由」（下記第3の2（2））において説明を試みているが焦点を外し、論点に答えておらず、不自然ないし錯誤の記述に始終している。

例えば、請求2についての、文書8などは多くの部分が開示相当である。また「決定自体が不正であるとの事実もなく」との説明があるが、決定の基礎となる委員会の運用自体が不正であり、虚偽捏造と思われる文書を追加受理している（詳細は添付資料1）、その当該委員会の行為は当然に無効（＝不正）であることは明白である。この実態も情報開示請求によって（しかも審査会の決定によって）初めて開示された文書に基づくものである。

また諮問庁は「当該委員会の適正な遂行に支障」なる理由で文書開示を拒否する場面が目立つ。思慮深く公正に熟慮すれば、「ハラスメント事案処理で何よりも大切なのは、“冤罪”や“虚偽・錯誤”による措置や処分」であろう。刑事制度でもこの観点が常に尊重され人権擁護と真実解明のバランスに努めてきた。「当該委員会の適正な遂行」とは添付資料1をみると、まったくの空言であり実質を伴っていない。「当該委員会の適正な遂行」とは先ず冤罪予防を最重視した厳正・公正な手続きである。そして適正な記録と保管・情報公開が必須である。特に権力乱用を防止し民主主義の根幹を維持するために行政情報チェック機能は不可欠である。特定組織も大学本部関係委員会もいずれもが不適正であり、重大な“義務違反、越権行為、人権侵害”を行っている。

さて、事案背景を要するに、特定個人に大きな妥協をさせて未「調停の合意」が成立した事案（添付資料2）につき捏造事案を捏造操作して同個人を不当に処分したに他ならない。背景にある特定組織の運用も極めて恣意的で記録や運用手続きも欠き、私的裁量に基き規約逸脱して行われている（添付資料3、4）。また文書開示請求では「“無い文書”は無い」に始終している。本件申立人は特定組織特定職職員（当時）から度重なるハラスメントと報復を受け特定組織代表者に相談した最中であつた。誠にゆゆしき事態である。

諮問庁の諮問の理由は論拠もあいまいで論理的にも欠陥がある。説明も不十分で理由を満たしていない。多くの記述内容に錯誤・虚偽が混入している。慎重かつ論理的に審議いただければ幸いである。

なお本件の審査結果等を公表するにあたっては個人情報の保護に格別の配慮を依頼する。

(本答申では添付資料は省略)

(3) 意見書 2

(ハラスメント全学防止対策委員会等において不適正な対応があった旨の主張及び本件について慎重に審議を求める旨の要望等を内容とするもの。本答申では省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年8月7日、異議申立人から、本件請求保有個人情報の開示請求があった。

これに対し本学では、当時、相当数の開示請求を受付け処理中であり、期限内に処理することが困難であったため、平成27年9月7日付けで保有個人情報開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成27年10月6日に延長し、全部を開示するもののほか、開示請求者以外の個人に関する情報である法14条2号及び本学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある法14条5号に該当する不開示情報が記載されているため、法15条により部分開示する旨の決定を平成27年10月9日付けで行った。

その後、平成27年11月4日付けの異議申立書が提出され、翌5日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求は、本件異議申立人が、ハラスメント全学防止対策委員会構成委員を相手方として申立てたハラスメント調停申立てに対して、受理されなかった件に係り、作成・入手した文書及び決定の根拠についての保有個人情報を求めているものである。

請求1について、文書1ないし文書6に記録された保有個人情報を特定し、全部開示とした。

請求2について、文書7、文書8及び議事資料として文書1ないし文書3に記録された保有個人情報を特定し、文書7の「委員長及び役職指定の委員以外の委員氏名、所属及びメールアドレス」及び文書8の「委員長及び役職指定の委員以外の委員氏名、所属」を法14条5号柱書に

規定する事務又は事業に関する情報であり、開示することにより、結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査を躊躇したり負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために本学が行うべき調査制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、文書8の「開示請求者以外の個人に関する事案の記述部分」を法14条2号後段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当し、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため不開示とした。

請求3の「実質的な問題解決」の内容について、文書1ないし文書3に記録された保有個人情報を特定して全部開示とし、また、「実質的な問題解決を図ることができる申立てとは認められない」ことの理由が分かる文書について、文書9及び文書10を特定し全部開示とし、さらに文書8に記録された情報を特定し同様の箇所を不開示とした。

異議申立てを受け、改めて請求内容に照らし探索を行ったが、原処分における保有個人情報（文書）の特定は妥当であり、不開示とした箇所及び理由についても妥当であると判断した。

異議申立人は、特定された文書は全体として請求内容とは正反対の意味を示すものであると主張しているが、異議申立人が「実質的な問題解決ができる」ことを示すものと言及している文書は自身が作成し提出した文書であり、「ハラスメント全学防止対策委員会」における審議内容及び決定事項はあくまで文書8の「ハラスメント全学防止対策委員会（特定日A）議事メモ」のとおりであり、「ハラスメント申立書」を受理しない決定自体が不正であるとの事実もなく、ほかに該当する文書もないため、特定できる保有個人情報は無い。

以上の理由から、本学の決定は妥当なものと考え、平成27年10月9日付けの保有個人情報の部分開示決定処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月22日 異議申立人から意見書1を收受
- ④ 同年3月12日 審議
- ⑤ 同月26日 異議申立人から意見書2を收受

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示する原処分を行った。

異議申立人は、異議申立書において不開示部分の不開示情報該当性には言及せず、「本件の文書特定は全体として開示趣旨と正反対の文書を特定しており文書特定内容が異なる。」等として、再度文書（保有個人情報）の特定を求める旨述べており、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、ハラスメント全学防止対策委員会における、ハラスメント申立書の取扱等に関わる保有個人情報の開示を求めるものであるため、東北大学において同委員会の事務を行うこととされている人事給与課労務管理係（組織変更に伴い人事課職員第1係から名称変更）において、本件請求保有個人情報に該当する可能性がある情報の探索を行い、保有が確認されたものは全て特定して開示決定等の対象としたものである。

イ 異議申立人は本件対象保有個人情報の特定に疑義を述べているが、上記第3の2(2)の説明のとおり、本件対象保有個人情報は「請求1」ないし「請求3」における各記載内容に対応するものとしてそれぞれ正しく特定されたものであって、異議申立人の主張は本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報が存在するということを示すものではない。本件請求保有個人情報の性格上、他の部局等に該当の情報が記録された文書が保管されているとすべき事情も認められないので、諮問庁としては、原処分における保有個人情報の特定は妥当であったと判断するものである。

(2) 本件対象保有個人情報の内容等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、東北大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに2年2か月以上が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、東北大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求保有個人情報

私は特定日 B 付けで東北大学本部の「ハラスメント全学防止対策委員会」に対してハラスメント申立書を提出した。その結果、添付資料のような「通知書」を特定日 C 付けで交付された。本件開示請求ではこの添付資料に係る下記の保有個人情報を開示請求する。

請求 1 添付資料に「あなたから特定日 B 付けで提出されたハラスメント申立書について」とある。この添付資料の決定に用いられた一切の文書の開示を請求する。これには申立書本体のほか、対応にかかわる文書（特定日 D 付け）、関連資料（特定日 E 付け）、担当事務局から私への連絡文書（特定日 F 付け）および担当事務局への問合せメールとその回答、相談室相談員が作成した添付文書等が含まれている。これら一切の開示を求める。

請求 2 添付資料に「ハラスメント全学防止対策委員会で審査したところ」とあるが、この審査の内容と開催状況がわかる一切の文書（会議通知、議事録、議事資料等）の開示を求める。もし複数回審査があった場合は、各回に区分して特定することを求める。

請求 3 添付資料に「“ハラスメントの防止等に関する規定” および“ハラスメント問題解決のためのガイドライン” に照らして、実質的な問題解決を図ることができる申立てとは認められない」とあるが、内容からみて、規定とガイドラインに照らし十分問題解決を図ることができることは明白である。そこでまず「実質的な問題解決」の内容とは何かが分かる一切の文書の開示を求める。次いで「実質的な問題解決ができない」ないし「実質的な問題解決を図ることができる申立てとは認められない」との理由が分かる一切の文書の開示を求める。

注記：文脈や状況から「実質的な問題解決を図ることができる申立てとは認められない」は「実質的な問題解決を図ることができる申立てとは認めたくない」の誤記の可能性がある。念のため精査することを求める。「認めたくないことから受理しない」は某所で頻繁に生じている論理である。もし誤記等の場合は補正を希望するので一報されたい（迅速かつ真摯な対応を依頼する。）。

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書 1 ハラスメント申立書（特定日 B 付け）

文書 2 依頼（回答・提出要請；特定日 F 付け）に関する対応について（特定日 D 付け）

文書 3 ハラスメント申立てに係る追加資料について（特定日 E 付け）

- 文書4 ハラスメント申立書にかかるご確認および追加資料の提出のご依頼について（特定日F付け）
- 文書5 担当事務局への問合せメールとその回答（10件）
- 文書6 （相談室相談員が作成した添付文書）取次書
- 文書7 ハラスメント全学防止対策委員会（特定日A）開催通知
- 文書8 ハラスメント全学防止対策委員会（特定日A）議事メモ
- 文書9 国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止に関する規程
- 文書10 ハラスメント問題解決のためのガイドライン